

【保1】濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表

(凡例)	 対応中
	 今回の提出資料にて対応
	 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに含まれると考えるもの

No.	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
保1-1	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 別紙） スクーリングファクタの10倍超過に至った要因が論点になるため、記載すること。	10倍超過に至ったものと推定される以下の理由を追記する。 ○2010年度の軽微な燃料損傷に伴い、濃縮廃液の核種組成比が変化した。 ○固化処理装置内での全αとCs-137の移行特性の違いにより、洗浄セメント固化体の全αとCs-137の核種比が大きくなった。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-2	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第12条） 安全委員会の審議事項の記載順の全社統一の考え方を示すこと。 現状では施設間で一部異なる部分も残っていて、どう統一しているのかが明確でない。 その上で廃棄物埋設施設の保安規定にはどう反映されるのか記載すること。	安全委員会の審議事項の記載順に係る変更の全施設統一の考え方（全施設統一方針）を示した上で、それを踏まえて、どのように廃棄物埋設施設保安規定への反映しているかについての説明を追加する。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-3	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第17条） 廃棄体の確認に係る事項の変更は、運用の変更であって、「記載等の適正化」には該当しないため、変更理由を再整理すること。	確認証事前一括交付に伴う運用の変更によって、現行の保安規定第17条2項の運営課長が確認する基準は廃棄体の技術上の基準が含まれないことから、当該記載を削除する。 なお、現行の保安規定第17条第2項の規定においても、運営課長が確認する基準は「～外観により確認できる基準」に限定されており、現行の保安規定でも確認証事前一括交付に伴う運用は可能であり、保安規定の要求事項が変更となるものではないことから、第17条の変更理由は「記載の適正化等」に整理する。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-4	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第17条） 外観の確認（確認項目「著しい破損」）の変更理由の記載を充実化し、分かり易い文章に見直すこと。	上記のとおり、第17条の変更理由は、運用の変更ではなく「記載の適正化等」であるため、対応不要。（ヒアリングのコメントの主旨は、第17条の変更理由が運用の変更ならば、記載を見直す必要があるという主旨であったため。）	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-5	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第18条） 自主検査に係る事項の変更は、運用の変更であって、「記載等の適正化」には該当しないため、変更理由を再整理すること。	変更理由を「運用の見直し」として、再整理する。 各変更の変更理由を踏まえて、P1の「目次」のとおり、資料構成を見直す。 「自主検査（放射性廃棄物等）に係る事項」は運用の変更該当すると再整理したため、IIとしてI「放射能濃度に係るスクーリングファクタの新規設定」と同様今回の変更申請の主要な変更として扱う。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-6	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第18条） 今回の変更では、保安規定の条文から、「定置にあたり」が削除されている。確認の時期が変更になっていること、またその理由を記載すること。	No.8のなお書きのとおり、追記する。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-7	2023.07.19	【保1】審査会合資料（保安規定 第19条） 廃棄体の定置に係る事項の変更は、運用の変更であって、「記載等の適正化」には該当しないため、変更理由を再整理すること。	変更理由を「運用の見直し」として、再整理する。 各変更の変更理由を踏まえて、P1の「目次」のとおり、資料構成を見直す。 「廃棄体の定置に係る事項」は運用の変更該当すると再整理したため、IIIとしてI「放射能濃度に係るスクーリングファクタの新規設定」と同様今回の変更申請の主要な変更として扱う。	2023.08.04	【保1】審査会合資料_R1】廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請について	
保1-8	2023.07.19	【保1】埋設個別03】（保安規定 別紙） 構成を見直すこと。 現在の目次番号だと1. → 4. → 5. → 2. → 3.（事象→原因→対策）の順番が理解しやすいと考える。	拝承、資料反映済み。	2023.08.04	【保1】埋設個別03_R1】スクーリングファクタ新規設定に係る補足説明資料	
保1-9	2023.07.19	【保1】埋設個別03】（保安規定 別紙） 全α、Cs-137およびSFの推移を表すグラフが分かりにくいので見せ方を工夫すること。	グラフにて言いたいことは、2012年度～2014年度の洗浄セメント固化体の全αが有意値であり、従来SFの10倍を超過したことである。グラフの修正を考えたが、Cs-137と全αの傾き等に一貫性がなく、更なる議論に発展するリスクがあることから、グラフ自体は削除する。代わりに、2011年度～2016年度の全αおよびCs-137の放射能濃度の表を追加した。表形式でも、濃度変化や傾向を読み取ることは可能。	2023.08.04	【保1】埋設個別03_R1】スクーリングファクタ新規設定に係る補足説明資料	
保1-10	2023.07.19	【保1】埋設個別03】（保安規定 別紙） スクーリングファクタの新規設定の根拠となっているαが検出された2012～2014年度の分析データの代表性、αがND値の場合とD値の場合の考え方等について説明を拡充すること。 その際には、JNESレポートを根拠とするのではなく、原燃としての考え方を示すこと。	廃棄体確認要領に定める「Sr-90、I-129および全αの判断フロー」を資料に追加し、ND値、D値の場合の判断について、補足した。	2023.08.04	【保1】埋設個別03_R1】スクーリングファクタ新規設定に係る補足説明資料	